(会派名:自由民主党横浜市会議員団)

検討項目	提案内容
市会DXの推進	・本会議場へのPC・タブレット端末の持ち込みの試行実施 ・予決特のPC・タブレット端末の持ち込みの試行実施から本格 実施 ・請願・陳情書の提出等のオンライン化 ・政務活動費収支報告書の提出等のオンライン化 ・意見書のオンラインによる国等への提出
市会の広報・広聴のあり方	・視覚や聴覚等の障害を持つ市民や外国人への広報・広聴の充実
市会と大学等の連携強 化	・市内28の大学生や、市立高校生のインターンシップの受け入れ
議員き章の見直し	・略章のマグネット型(希望者のみ)の作成 ・略章は4年ごとの全員配付ではなく、希望者のみに配付
運営委員会決定事項の 運用整理	・令和4年度の特別委員会における年間プール制の運用 ・平成17年度に決定した本会議における市会説明員の出席の取 り扱い

(会派名:公明党横浜市会議員団)

検討項目	提案内容
横浜市会デジタルキャ ビネット	・横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審議・審査の 充実を図るとともに、ペーパーレスの実現も見据え、現在試行 実施している予算・決算特別委員会等における電子機器の使用 を本格導入し、本会議場での電子機器の使用についても試行実 施を始める。
費用弁償の見直し	・議員の居住地の区分に応じて定められた額ではなく、議員の 自宅や事務所等の所在地を起点とし市庁舎までに要した費用 を、より実態に即した形で支給する。
中小企業振興基本条例に基づく常任委員会での報告方法の変更	・中小企業振興基本条例に基づく報告書は全議員に配付されていることを踏まえ、中小企業への支援策や契約実績について市全体の視点で集中的かつより効果的に議論を深めるため、常任委員会での報告は経済局等の主要な局において実施することとする。

検討項目	提案内容
本会議・委員会等におけるオンライン出席	・議員は、公務、疾病、出産、育児、看護、介護、配偶者の出 産補助その他のやむを得ない事由のため、出席はできないが、 可能な場合はオンラインでの出席が出来るようにする。
省エネルギー対策への 市会の対応	・5月1日から10月31日までとなっているクールビズの期間について撤廃し、1年を通して横浜市会会議規則第103条の「見苦しくない服装」の範囲内において、上着・ネクタイの着用を自由とする。
本会議・委員会等にお ける電子機器の使用	・横浜市会デジタルキャビネットを更に活用し、審査の充実を図るため、本会議・委員会等における電子機器の使用を可能にする。
本会議場への飲料の持 ち込み	・本会議場への飲料の持ち込みを可とする。
本会議における一問一 答方式の導入	・本会議場における一般質問・予算代表質問・予算関連質問・ 議案関連質問は、よりかみ合った質疑応答を可能にするため、 一問一答方式を可とする。
一般質問、議案関連質問の日程を増やす	・市政における民意反映をより一層進めるため、本会議における一般質問、予算関連質問の日程を2日以上確保し、市長への質問時間の増を通じて、より充実した質疑・答弁を行う。
議員間討議の機会を持つ	・横浜市議会基本条例第4条の2の(2)「議会が言論の場であること及び合議制の議事機関であることを踏まえ、市民の代表として議員間で活発に討議を行うなど、議会で充分な審議を尽くすこと」第7条の2「委員は、委員間における討議等を通じて、その部門に属する市長等の事務の執行に対する監視及び評価並びに政策の立案及び提言を積極的に行うものとする」に基づき、委員会等において、一定の時間内において、各会派等が議員もしくは会派に対して質疑を行い、議員もしくは会派がこれに答弁することを可能にする。
学識経験を有する者等 者機関を有する 書に を調査機の を は の は は の 機能 た 、 の 機能 た 、 の 機 に 、 の 機 能 た 、 に し 、 の 機 能 た 、 に 、 に り し 、 ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら と り に り り に り り に り り に り に り り に り し ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら ら	・横浜市議会基本条例第23条「議会は、会議等における審議の 充実、市長等の事務に関する調査、政策の立案に係る機能の強 化又は政策の効果の評価に資するため、法第100条の2の規定に 基づく学識経験を有する者等による専門的事項に係る調査を積 極的に活用するものとする。2 議会は、専門的事項に関する 調査が必要と認めるときは、議決により、学識経験を有する者 等により構成される調査機関を設置することができるものとす る。」に基づき、世界各国の多様な地方議会制度を学識者・有 識者等から学び、既存の制度に捉われない、民意をさらに市政 へ反映するための議会改革を進める。
議会に係る手続きのオ ンライン化を進める	・請願書・陳情書の提出、政務活動費収支報告書の提出、意見 書の提出などを、紙による以外にもオンラインでの提出も可能 とする。

(会派名:日本維新の会横浜市会議員団)

検討項目	提案内容
議員報酬の削減	・現在の議員歳費の2割削減を進める。
議員定数の削減	・現状86人の議員定数のさらなる削減。
費用弁償の廃止	・行政区ごとの費用弁償を廃止し、交通費の実費支給とする。
本会議へのPC及びタブ レット持ち込み	・委員会に続き、本会議へもPC持ち込みを可能にする。
本会議への一問一答方式導入	・視聴、傍聴側の分かりやすさ、活発な議論のため、本会議の一般質問に一問一答式を導入する。
インターネット録画の 字幕を採用	・視聴者への分かりやすさのため、インターネット録画の字幕を採用する。
育児・介護を理由に委 員会へのオンライン出 席を許可する	・議会における多様性の確保のため、緊急時だけでなく、育児 や介護等制約がある際のオンライン出席を可能にする。
一般質問の日数確保	・他都市のように、一般質問の開催日数を増やし、議会の機能強化と質問機会の増加を図る。

検討項目	提案内容
「(仮称)議会改革推進 委員会」の設置	・設置した議会改革推進委員会は、定期的な検証を行うために少なくても年一回の開催が必要である。また、委員会設置及び運営にあたっては、「非交渉会派」、無所属議員の意向を尊重すること。
費用弁償廃止の検討	・会議・委員会に出席したときに支給される費用弁償について、わが会派をはじめ3分の1を超える議員が受領を拒否していると聞いています。その実態に合わせて廃止を念頭にした見直しの検討を。
本会議での発言機会・時間	・横浜市の本会議での発言機会は、原則として1定例会あたり議案関連質疑、一般質問、討論の3回(予算議会を除く)で、開催日はともに1日。県内3政令市の中で、その少なさが際立っている。川崎市では、4定例会とも2日間の代表質問のほかに、一般質問は2定、4定それぞれ4日間設定している。相模原市議会の一般質問は4定例会とも3日間となっている。横浜の市会議員は、市民から選ばれた議員として、発言の機会が十分に確保されているとはいえない状況で、改善は急務。以下見直しを提案。 ① 一般質問は相模原市のように市政一般に関する議員個人の質問とし、期間は3日間以上とすること。 ② 予算代表質疑、予算関連質疑の時間を会派基礎時間(20分程度)+所属人数とし、少数会派の発言時間を保障すること。 ③ 議案関連質疑は3日間にし、会派、議員の質問時間を増やす。合わせて、議案の十全な事前調査を行うために、議案の発送日を早めること。 ④ 質疑、質問には、一問一答方式を選択できるようにすること。
請願・陳情者の意見陳述	・常任委員会における市民参加の促進を図るため、請願・陳情者の意見陳述を認める。
少数会派の委員会におけ る発言機会の確保	・委員会に所属できない少数会派の議員の出席と発言を認める。
陳情の取り扱いの見直し	・陳情については付託、付託外分けず、すべてを審査する。 ・審査した陳情は本会議の議決対象に加える。
行政視察における会計報 告	・行政視察は報告書の公開だけでなく会計報告もホームページなどで公開する。
海外視察のあり方	・海外視察は、政務活動費で行い、視察の全行程と領収書を公開する こと。現行の政務活動費とは別の公費による海外視察は廃止するこ と。

(会派名:日本共産党横浜市会議員団)

検討項目	提案内容
政務活動費のあり方	・政務活動費は、きちんと議員活動を行うために、調査を行い、市民に報告するために必要なものですが、月額55万円という高額さはその使途について、より厳正さと公開性の拡大が求められている。都議会は60万円を50万円に引き下げ。横浜でも現行額の適否について検討が迫られている。収支報告書の写しを配架する改善が進んだことは歓迎。その上で、政務活動費の使途についてはより厳格化と公開性を高めていくことを求める。具体的に下記の提案を行う。①収支報告書だけでなく、領収書も市会ホームページで公開することを収支報告書だけでなく、領収書も市会ホームページで公開することを表し、自り、月間では、日本のでは、利用では、日本のでは、日本のでは、日本のでは、日本のに限ること。②食糧費は原則廃止すること。②の食糧は原則廃止すること。(日本のでは、対象外とすること。(日本のでは、対象外とすること。(日本のでは、大利用飛行機はエコノミーとすること。(日本の提出は、広報紙、市外視察報告書、政務活動員雇用契約書(写し)、調査委託など各種契約書(写し)、調査委託の成果物を加え、上記①と同様に公開すること。
議員報酬と政務活動費の 削減に向けた検討	・議員報酬と政務活動費の削減に向けて検討の場をつくる。

(会派名:民主フォーラム横浜市会議員団)

検討項目	提案内容
区づくり推進会議の公開	・各区の区づくり推進会議は、唯一の区選出議員と区との区の 運営に関する会議であるため、傍聴やウェブサイトで公開す る。
特別委員会の見直し	・特別委員会は恒常的なものを極力少なくし、テーマごとに期限を設けて設置する。 ・特別委員会における委員会討議を活発化する。
委員会のオンライン開 催	・常任・特別・運営委員会において、オンライン開催・出席の検討と、本会議への対象範囲の拡大を検討する。
一問一答方式の採用	・本会議における一問一答方式の導入を検討する。(選択制についても検討する。)
モニターの活用	・本会議場正面スクリーン及び左右のモニターについて、残時間の表示等、採決時以外の活用を検討する。・傍聴席から議会の様子が見やすくなるような活用方法を検討する。・議員席側もモニターに映すことを検討する。
ペーパーレス化の推進	・あらゆる場面で、さらなるペーパーレス化を推進する。
議会活動の広報	・アトリウムのモニター等を活用し、議会活動の広報を強化する。
本会議の再質問の取り 扱い	・時間短縮のため、再質問は自席でマイク等を用いて発言する。

(会派名:太田正孝、井上さくら)

検討項目	提案内容
今回の議会運営に関す る検討の進め方	・非交渉会派・無所属議員を含む検討の場を設ける。 ・検討に際し、市民の意見を募り声を聞く。 ・検討のプロセスをできる限り公開する。
交渉会派制度のあり方 見直し	・交渉会派制度のあり方を見直す。
会期長期化・通年議会 の導入検討	・本会議、委員会ともに十分な審査日程を確保するため、会期 を現状よりも長く設定する。または通年議会を検討する。
本会議の日数拡大	・市政課題の多様化と横浜市会の役割拡大を踏まえ、本会議の日数を増やす。
質問時間のあり方見直し	・議員一人当たりの質問時間を拡大する。 ・会派所属人数に応じた配分に加え、基本質問時間を設定する。
質問方式のあり方見直し	・本会議質疑での質問回数制限を見直し、一問一答方式を選択できるようにする。
常任・特別委員会の構 成見直し	・常任及び特別委員会の構成見直しを進める。
特別委員会の複数年度 所属	・常任委員会との違いを踏まえ、特別委員会の委員は1年交代 ではなく複数年所属とし議論の充実を図る。
特別委員会の新設検討	・福祉・こども・教育などを中心とする特別委員会の新設を検討する。
予算・決算特別委員会 の発言持時間のあり方 見直し	・非交渉会派の持ち時間を、本会議同様年間プール制とする。 (令和4年度限りで運用された年間プール制を恒常的なルールとする。)
行政視察のあり方見直 し	・海外視察、委員会による行政視察を含め、費用や回数などあり方を見直す。
運営委員会理事会の議 事録作成	・運営委員会理事会の議事録を作成する。

(会派名:太田正孝、井上さくら)

検討項目	提案内容
区づくり推進横浜市会 議員会議の特別委員会 化	・区づくり推進横浜市会議員会議を特別委員会等の枠組みで設置し、傍聴とインターネット中継の対象とする。
請願・陳情提出者によ る意見陳述	・請願・陳情提出者による当該委員会での意見陳述を可能とする。
陳情の委員会付託	・全ての陳情を委員会付託とする。
請願審査に関する賛否 の議会だよりへの掲載	・請願審査に関する賛否を議会だよりに掲載する。
市会広報における非交 渉会派・無所属議員の 参加機会確保	・TVK新春語りぞめ等の広報において、非交渉会派や無所属議員 も交代で出席可能にするなど参加機会を確保する。
YouTubeでの市会中継配 信	・他都市での事例があるように、議会としてYouTubeでの中継・ 録画配信を行う。
ネット中継開始前の委員会資料の公開	・委員会資料をインターネット中継開始前に公開し、資料を見 ながらの中継視聴を可能にする。
傍聴環境の改善	 ・過剰と取られる警備をやめ、傍聴しやすい雰囲気を醸成する。 ・傍聴席から議員席を見えやすくする。 ・親子傍聴席は親子や一般席での傍聴が困難な方を優先としつつ一般傍聴者にも開放する。 ・傍聴者が複数委員会を一度の受付で傍聴できるようにする。 ・規則で禁止されている傍聴者の水分補給を可能とする。
週末・夜間議会の開催	・週末及び夜間議会を開催し、市民の議会傍聴の機会を増やす。
市民報告会・対話集会の開催	・議会として市民への報告会や対話集会を開催する。
市会HPの改善	・請願・陳情を含め、市会HPから市民の意見を受け付ける。 ・「新着情報」に新たな情報追加を漏らさず掲載し、最新情報 をわかりやすくする。 ・日程一覧やネット中継画面から各会議資料へ直接行けるリン クを貼るなどわかりやすい経路で情報アクセスできるようにす る。